

犯罪被害者等施策推進会議

第5回基本計画検討会における検討課題への意見

小西聖子

基本法第11条関係

被害者支援の窓口一本化について

A.総合支援情報セットの作成と配布

内閣府の回答では、「このコーディネーターの役割は、内閣府としては、特定の専門的な機関を設けて行わせるのではなく、むしろ、どの支援機関・団体等も、その役割を担えるようにすることが重要と考えている。・・・縦横の網の目のような連携（いわば「立体的、網の目状」のネットワーク）を作りながら、それぞれの機関・団体が、たらいまわしにすることなく適切に対応していけるような体制作り・・・」とある。法務省の回答でも、「全国の地方検察庁に配置された被害者支援員と各種の被害者支援機関・団体等との連携や情報交換を充実・強化し、そのような地域ネットワークへの適切な紹介を促進するよう努めるとともに、検察庁に相談窓口を求める犯罪被害者等に対し、被害者支援員等の連絡先等を一層わかりやすく提供することも含め、必要な情報を提供することができるよう努めてまいりたい。」となっている。

被害者が求めているのは、被害後に、最初の一箇所にアクセスしたときに情報がもれなく届くことであり、さらに必要に応じて個別の情報が適切に得られることである。内閣府の提唱する都道府県の主管課長会議が行われる必要がある。現状では、警察では警察のパンフレットを配布し、検察では検察のパンフレットを配布する（していないこともある）状況である。

被害者支援要員や被害者支援員の活動とあわせて、被害者支援にかかわる情報をわかりやすく提示したパンフレット類をそれぞれの省庁、裁判所、日弁連等で作成し、被害者支援にかかわる情報の1セットを作成し、日本の公式「支援情報」として、さらに各都道府県における地域の情報とあわせ、警察、検察庁(日本司法支援センター含む)、裁判所、弁護士会、地方公共団体相談窓口、民間支援団体など、犯罪被害者との関係が生じる複数の場所で、配布できるようにする。(情報には厚労省、国交省、文科省のものも含む)

子どもの被害者について

A.各都道府県警察における虐待対応チームの編成

虐待を受けている子どもを保護し、安全を確保し、加害者に罪を認めさせるためには、虐待による子どもの外傷の状況や子どもや親心理の問題など、虐待に特徴的な問題に関する最新の知識が必要とされる。その知識がないために初期の段階で必要な情報が入手できず、虐待を明らかに出来ず、その結果子どもの安全が守られない結果となることも少なくない。

例えば、「揺さぶられっこ症候群」の場合には、皮膚外傷を伴うことは少なく、一見外傷とは見えないが、非常に激しく子どもを振ることで頭蓋内出血や脳浮腫から死にいたることもある。しかし、多くの場合、子どもを激しく揺さぶったかどうかの事情聴取をしていない。加害者が情報を得る前の証言が必要であるが、後になっての質問しかできず、加害者が知識を得てストーリーを作ることが可能になる危険がある。また、性虐待への対応も子ども独自の心理から、知識がないと立件が困難になることもある。

従って、虐待死や性的虐待などで立件を求められたときには、初期から虐待に対する最新の知識や技術を持ったチームが関与することが必要となる。しかしながら、全ての警察官が最新の虐待に関する知識や技術を持つことは困難であることより、少なくとも県警レベルに虐待対応チームを編成し、子どもの虐待に関する事件があったときには、そのチームのメンバーが加わって捜査をすべきである。このチームの捜査官には児童虐待に関する法律、法医学、心理学、精神医学、福祉学などの研修を行う。

基本法第 21 条関係（調査研究の推進等）

A．犯罪被害者の調査の枠組みに関して

犯罪被害者の実情に関して基本的情報を提供するものとして、調査研究は必須であるが、さまざまな施策の根拠としてエビデンスが求められるようになれば、質のよい調査研究の必要性はさらに高まる。

日本における犯罪被害者の実情を明らかにするためには（本来、治療研究が被害者支援には必要だが、ここではまず実情を知るという目的に限ることにする）複数の視点からの調査が必要となると考えられる。一つの視点は、司法のシステムの中に現れた犯罪被害者を対象として、その人たちの状況、ニーズ等を調査するものであり、いまひとつは社会の中における犯罪の被害者及び犯罪となりうる暴力行為等の被害者（本法にて対象としている犯罪被害者等）の状況、ニーズ等を調査するものである。調査内容は、大きく分けて、犯罪学的問題と健康の問題に分けられよう。（別紙の図 1 参照。）

図 1 は上記の二軸によるこれまでの日本の調査、海外で行われている調査を分類したものである。白はすでに行われている調査、ピンク色は海外での調査、黄色はまだわが国で行われていない調査である。

（１）図左上(第 象限部分)は司法に現れた犯罪被害者についての被害者学的見地からの調査である。これはすでに優れた調査研究が行われてきている領域であり、この領域における犯罪被害者の実情はかなり明らかになってきていると言えよう。今回内閣府より回答のあったパネル調査もこの部分に属し、新たに縦断研究を目指すものであろう。

（２）しかし、犯罪被害には、警察に訴えられない暗数があることは周知のことであり、

特に性犯罪の領域では暗数のほうが多いことも周知である。このような被害者の調査は大規模な乱数調査による必要がある。その部分を示すのが図 1 左下第 象限である。1980 年代から米国、英国などで調査が始められたが、性犯罪に関してこのような大規模調査は正確でないという批判がなされてきており、現在ではこの形式に改良が加えられてはいるが、性犯罪や DV に関しては、特化した被害調査を行う必要があることが共通の見解になっている。現在性犯罪被害に関してもっとも最新の調査の形式の例は米国 National Violence Against Women Survey (<http://www.ncjrs.org/pdffiles1/nij/183781.pdf>) などに見られる。(Walby S ら (2001) Brit.J.Crim 41, 502-522)。質問は具体的で詳細であり、調査員などの配置にも工夫が見られる(資料 1 添付)。このような調査は、米国のほかにもオーストラリア、カナダ、オランダ、スウェーデン、ドイツ、フィンランドなどで行われている。もちろん縦断的に行われる CVS 形式の調査にも意味があるが、暗数を知ることがもっとも必要とされる犯罪は性犯罪であり、次には、強盗や身体への傷害を伴う犯罪被害であることを考えると、ICVS 形式だけでは不足である。ICVS は強盗、強姦とも(聞き方にも問題があるが) 0 件となっており犯罪被害率の低い日本では、この形式である程度の被害について聞くにも、サンプル数を増やす必要があることを示している。

しかし、このような調査にかかる費用の高さとそれによる結果の改良の幅を考えると、むしろ、NVAWS タイプの調査を行うことが必要なのではないか。内閣府の回答では、内閣府男女共同参画局の調査がそれに当たると言うことであるが、平成 12 年に行われた内閣府の調査「男女間における暴力に関する調査」は、痴漢と暴力的に行われた性的な行為についてこれまでの経験を問い、誰に相談したか聞くという 3,4 問程度のシンプルな構成によって出来ており、諸外国の性暴力被害に関する調査に比較することは出来ない。そのほかの国では調査は、司法当局や犯罪統計の専門部局を参加させて行われており、これらの調査に比肩するような調査をわが国でも行うべきである。

- (3) 第 象限は、犯罪被害の与える健康への影響の疫学調査の領域である。米国における大規模な被害率調査のうちでも、National Womens Study は保健領域の研究資金で行われており、被害実態や暗数だけでなく、PTSD やうつなどの健康状況にも焦点を当てている調査である。さらに精神保健領域だけの調査としては大規模全国標本で調査を行い、PTSD や大うつ病、不安障害などの合併診断率などを調査した National Comorbidity Survey がある。1990-92 年に最初の調査が行われているが、その結果が公表されて以来、米国の PTSD の研究の多くがこの調査を引用している。この調査は現在も継続中であるが、ここでも強姦被害、性暴力被害の経験率が調査されている。わが国ではこの領域における調査はなく、厚労省を中心とした調査が必要とされよう。

(4) 第1象限、図1の右上は狭義の犯罪被害者の心身の健康状態の調査である。例えば地下鉄サリン事件の被害者など特殊な事件の被害者についてはこのような調査が行われてきた。しかし、犯罪被害者一般についての健康調査が行われているわけではない。警察庁や法務省との協力がなければ犯罪被害者についての安定した研究調査は行えないだろう。もちろんこれまでに行われてきた警察や法務省の調査の中にも健康に関する項目は含まれている。しかし、この領域で、診断率などの正確な結果を得るためには訓練された専門家による面接が必須であり、質問紙調査では十分ではない。現在までに精神保健領域で行われてきた犯罪被害者の研究はいずれも小規模にとどまる。

図1における黄色の丸3つが今後必要となる調査研究であると考える。まとめれば

1. 性犯罪の暗数を知るための調査(第1象限)
2. 外傷体験としての犯罪被害とその健康への影響の調査(第1象限)
3. 犯罪被害者の精神健康の調査(第1象限)

である。特に精神保健領域の調査では、PTSD 構造化面接を必要とする。これは調査者のトレーニングが必要となり、現状では行える者の数が限られている。これは第3回において検討された専門家の育成と関わっており、このような専門家のトレーニング、及び長期的な調査のためには、国立犯罪被害者センター、あるいはトラウマセンターのような機関が必要であろう。

B.子どもの司法面接とそのあり方検討の必要性に関して

子どもの司法面接は以前の検討会において、実施には困難が伴う、とされている。しかし、今一度、実施ではなくとも調査研究の対象として、考慮してもらいたい。このような技術がどのように役に立ち、どのように習得されるか、司法領域の専門家に知ってもらうことが将来の専門家育成やシステムの開発につながると考える。以下に児童虐待の臨床の専門家である成育医療センター奥山真紀子医師に具体的に理由を述べてもらった。

1. 被害を受けた子どもから事実を引き出す司法面接の必要性に関して

被害を受けた子どもは相手によって話の内容を変えてしまうことが多い為に、何回も聞かれることで証言は変化し、信用性を失う結果となり、被害児の証言が裁判所で採用されなくなったことも少なくない。

日本では研究が少ないが、海外では、子どもの被暗示性に関する研究が進んでおり、被害を受けた子どもへの司法面接は、出来るだけ初期に、司法面接にトレーニングされた専門家が面接を行なうことによって、事実を明らかにすることで信用性の高い結果が得られることが明らかになっている。

しかし、現在の日本の制度では、被害児は警察、検察、裁判所、(+ 児童相談所、医療機関)などで何回も証言を求められる。そのことは、事実判定を誤らせる結果になることはこれまでの研究で明確である。海外でも以前はそうであったが、現在は、子どもの

証言が必要な機関（警察、検察、裁判所）が使用できる証言を得るために、司法面接をトレーニングされた専門家がビデオ撮影下で面接を行い、必要なら、警察官や検察官が同時観察を行い、途中で欲しい証言に関する質問を面接者に伝えて、証言を取ってもらうという方法が取られている。

このような方法を取ることで、子どもから事実を引き出すことができるし、子どもの再トラウマを出来るだけ防ぐことにも繋がる。

子どもの被暗示性によって子どもが被害を受けたと言う事実が認められないことは被害を受けた児童の心の傷は最も深いものになる。被害者支援としては最も基本的な問題であると考ええる。

従って、被害児童がいたときには、まず最初に司法面接を行い、証言を確定するシステムを目指す必要がある。

2．司法面接のあり方とその専門性

司法面接では子どもの年齢に応じたコミュニケーション能力を熟知し、言語のみならず、絵画や遊具を使い（性的被害の場合には人間の裸の絵やアナトミカリーコレクトドールなどが用いられる）子どもに起きたことを子どもの言葉や行動で引き出す。特に、誘導する質問を一切避け、オープンクエスチョンを用いることにより、その子どもが経験していなければありえないと考えられる証言や行動を引き出し、事実を明らかにするものである。司法に耐えられるように、被害にあった時や場所なども明らかにする質問も組み込まれる。これまでの警察・検察などでの事情聴取では困難であり、また、治療者の臨床面接でも達成できない面接であり、特別なトレーニングが必要である。しかしながら、日本ではまだトレーニングが一般化していない。警察・司法・福祉が協働して司法面接官の養成システムを構築することは急務である。

3．子どもの面接のあり方に関する研究の必要性

警察や検察で子どもから事実を引き出すための面接のあり方は、子どもの言語能力や被暗示性の問題から成人とは異なることが明らかとなっているが、日本における研究が殆どない。文化的差異も存在する可能性があることから、日本の子どもからより有効に事実を引き出すための研究が欠かせない。警察・司法・福祉が連携した子どもの面接のあり方に関する研究体制の構築が必要である。

別紙 図1

